

中央環境審議会 自然環境部会
鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会
ヒアリング用資料

平成 28 年 2 月 26 日
一般社団法人大日本猟友会
会長 佐々木 洋平

「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」の改定に関する意見は、次のとおりです。

I. 狩猟及び狩猟者の役割の明確な位置づけについて

野生鳥獣の管理に果たす狩猟及び狩猟者の役割は大きく、現在は狩猟及び狩猟者が科学的な個体数管理に一層貢献していくことが求められている。

その中で、持続的で秩序ある狩猟（登録狩猟）は、まさに野生鳥獣の保護管理の原点であり、本来野生鳥獣の個体数調整は、都道府県が狩猟期間中の狩猟により実施を図るべきものである。一方、有害鳥獣捕獲（許可捕獲）は、狩猟による適正な個体数への誘導が達成できず、また農業被害等が収束しない場合に限り、市町村が狩猟期間以外において緊急避難的に実施することが基本である。

新たに制度化された指定管理鳥獣捕獲等事業（以下、「指定管理事業」）は、まさに個体数調整のための狩猟であり、原則狩猟期に実施すべきものである。

このため、一般の狩猟及び指定管理事業と有害鳥獣捕獲事業とは、実施時期及び実施場所等のすみ分けによる明確な区別を行い、都道府県のイニシアティブのもと、両者を効果的に実施していくことの必要性について明記することが必要である。

II. 野生鳥獣生息状況のモニタリングについて

科学的、計画的な野生鳥獣管理を行うためには、モニタリングが重要であり、より正確で効率的な生息数等の調査システムの確立が重要である。

現在の個体数調査手法は全国的に統一されていず、また、特にニホンジカ、イノシシによる自然環境や農林業への影響の把握や予測等の手法は確立されていず、科学的根拠に基づいた個体数管理を行っていくためには不十分である。

＊現在行っている調査：①狩猟や有害捕獲で捕獲した頭数、②目視によるカウント、
③調査員を配置した調査、④糞調査、⑤ヘリコプター調査

さらに、都道府県がモニタリングに基づき策定する個体数調整の実施計画と、市町

村がこれまでの捕獲実績に基づき策定する被害防止計画では、大きな温度差がある。
このため、野生鳥獣の生息状況等に関する効率的、効果的な情報収集や影響調査の
ための手法の確立、普及に関する具体的な記述が適当である。

*大日本獺友会では、新しい技術（ドローン）を用いて個体数を正確に計測できる
手法の開発を行っている。

Ⅲ. 我が国の野生生物管理の関係者による連携協力体制の構築について

狩猟を含む野生生物の管理には、個体数調整、被害対策、担い手対策、食肉の流通・
利活用、残渣の適正処理等の総合的な対策が必要であり、多くの省庁が関係し、大学
等の研究機関や民間団体も重要な役割を有している。

このため、その推進には、関係機関・団体が一体となって情報共有や連絡調整、調
査研究等を行い、連携協力に当たることが必要である。

そこで、環境省を中心として、官・学・民が一体となった「野生生物管理協議会
（仮称）」を設立・運営し、その中心的な役割を担うことを提案する。

（参加関係機関・団体の例）

- ・ 関係行政機関（環境省、農水省、警察庁、経産省、厚労省、防衛省等）
- ・ 関係研究機関（東京農工大、岐阜大、酪農学園大、森林総研等）
- ・ 民間団体（大日本獺友会、自然環境研究センター、日本野鳥の会、日本鳥類保護
連盟、世界自然保護基金ジャパン、日本鯨類研究所、知未財団、等々）

Ⅳ. 安全な狩猟推進のための体制の整備について

指定管理事業の創設など狩猟の役割が高まっており、適正かつ安全な狩猟の推進が
求められている。

鳥獣法では、鳥獣の保護等を目的とした鳥獣保護管理員の設置規程等はあるが、適
正で安全な狩猟の推進に関しては、免許制度がある程度で極めて不十分である。

このため、「適正狩猟推進員（仮称）」を各都道府県に置き、具体的な指導業務に当
たるなど、適正で安全な狩猟のための制度及び体制の記述が必要である。

なお、鳥獣保護管理員制度の運営については都道府県に委ねられているが、財政事
情の厳しい現在は活動が縮小しており、国による支援が不可欠である。

（以上）